

議案第百四号

片柴地区かんがい排水事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり片柴地区かんがい排水事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二條第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十年十二月二十三日

三朝町長

松

村

衛

成

昭和五拾年拾月廿四日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎



記

- 一 事業名 単界かんがい排水事業
- 二 施行場所 東伯郡三朝町大字片柴地内
- 三 経費の賦課基準 一〇アール当り 一、六〇〇円
- 四 徴収の時期 昭和五十一年一月十日から
昭和五十一年三月三十一日まで
- 五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）
の例による。